

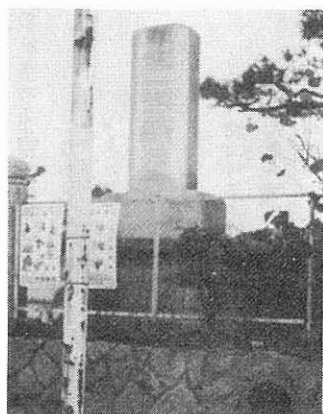


図5-2-6 本庄村廃合記念碑
(昭和6年3月)

村ノ南部ニ於テハ呉工廠ニ通勤セル者数百名ノ多キニ達ス然モ本庄村・焼山村ハ共ニ小村ニシテ戸数少ク村民ノ負担苛重ニシテ財政頗ル困難ノ状態ニ在ルヲ以テ関係町村熟議ノ結果地勢交通並生業ノ状態ニ鑑ミ本庄村ヲ分離シテ其ノ一部ヲ熊野町ニ編入シ他ノ一部ハ之ヲ焼山村ト合併シ以テ団体ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルト共ニ将来自治ノ發展ヲ圖ラムトス

これで見ると廃置分合の主な理由は、本庄村・焼山村が小村で財政が困難なためである。

本庄村の苗代、押込、栃原は焼山村と合併して昭和村をつくった。同じ昭和六年（一九三二）四月一日に安芸郡では、上瀬野村と下瀬野村が合併して瀬野村をつくっている。昭和六年といえは、満州事變のおこる年である。

かくして、人口七七八八人、世帯数一六一六、面積三五・七平方キロの熊野町となった。郡内の町村では、一万人以上の江田島村、音戸町、倉橋島村に次いで人口が多かった。

新しい熊野町の町長は二九二ページの表5-2-2(2)のとおりである。

二 財 政

1 近代における地方財政制度の推移

概観

近代における地方税財政制度は、わが国においては、明治十一年（一八七八）の太政官布告第一九号の地方税のあり方の改変に端を発するとみてよいであろう。同十七年に大幅な改革（内務省訓示）がみられて、区長村費は八費目四税目に限られることとなった。このような地方税財政制度の基礎は、大体、明治十一年の三新法の時期ころに事実上かたまり、同三十三年（一九〇〇）ごろまでに制度上も確立していった。その主要な

特徴は以下のものであった。

まず第一は、地方税の課税の方法である。地方税の課税は、形式上は、付加税と独立税の併用となっていたが、実質的には、付加税第一主義となっていた。それは、太平洋戦争後のいわゆる戦後民主化の時期にいたるまでの国と地方との行財政関係を反映したきわめて強力な中央集権的性格の現われにほかならなかった。地方自治

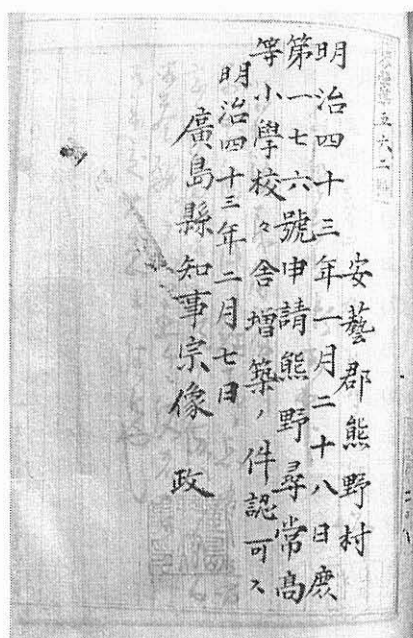


図5-2-7 明治43年 熊野尋常高等小
学校校舎増築の認可

表 5—2—5 熊野村明治42年度前半年度村税納税状況報告書

税 目	区 分	賦 課 額 A	納期内納入額	未 納 額 B	1 人 当 額 賦 課 額	B/A
地 価 割	税 額	942.170 円 厘	913.445	28.725	501 円 厘	3.0
	人 員	1,878人	1,813	65		3.5
営 業 割	税 額	369.220	317.300	51.920		14.1
	人 員	894	632	262	412	29.3
国税営業割	税 額	25.170	21.290	3.880		15.4
	人 員	37	29	8	680	21.6
戸 別 割	税 額	1,801.060	1,406.950	391.110		21.7
	人 員	1,212	915	297	1,486	24.5
計	税 額	3,137.620	2,658.985	475.635		15.2
	人 員	4,021	3,387	632	780	15.7

明治43年統計報告事跡

は、この部面でも制約が強く、府県および市町村の独自の財源を保障する建前とは反対に、国の法令で地方の附加税率も制限されていた。また、制限外課税や特別税の新設ないし増額、変更等は、その細部にわたって、内務・大蔵大臣等の許可が必要とされていた。地方自治は、行財政の全面にわたって形式的ないわゆる官治的地方自治の域をでず、実体はきわめて脆弱なものであったといつてよい。明治末期から大正期にかけても、このような実体は基本的に維持され、地方財政をめぐる危機的状況の進展に対応した部分的な統制の緩和がみられたに過ぎなかった。

第二に、課税標準があいまいであった。課税標準とは、簡単にいえば、何に（課税物件）どれだけの税を課するかという基準のことである。市町村税収入の中心をなしていた戸別割は、大正末期までは、府県税とされており、町村については附加税とされていた。戸別割は、多くのばあい、地主議員の恣意的判断によって定められていた。つまり、各戸の収入（農家の収穫高）・財産・家族

表 5—2—6 熊野村負債明細表

起債月日	起債原因	起 債 額	利子歩合	償還期限
明39. 2. 1	学 校 建 築	1,000円	月 1 歩	明40. 12. 31
明40. 10. 5	水害復旧費	600	〃	42. 8. 30
12. 10	〃	1,000	〃	41. 12. 30
12. 10	〃	130	〃	42. 7. 30
12. 25	〃	180	〃	42. 5. 5
3. 10	〃	925	〃	41. 6. 30

統計報告事跡

数や健康状態などが勘案されて、その都度課される大衆課税的性格の強いものであった。このような課税の方法は、その基準となる課税標準が不明確であったため、「見立割」といわれる。それに対して、地価割は、比較的明確な課税標準をもった外形課税であった。当時の課税標準がこのようなあいまいさをもっていたことは、税制の前近代的性格、いいかえればたぶん封建的性格が温存されていたことを表わしているとみてよいであろう。

第三に、税外負担の形で徴収が少なくなかった。戸別割の全部または一部の代納としての夫役（無償労働）や現物の徴収が行なわれたり、使用料・手数料の徴収がみられたばかりでなく、半強制的な寄附金がかなりあったようである。とくに、農村財政においては、半ば公的な共同家計のために部落協議費が、さらに、教育費や土木費等の経費をまかなうためには、部落有財産（部落有林野などの）収入等の共同的収入があてられた。また、起債もしばしばみられた。

第四に、地方事務と経費の面にみられる特徴である。この時期の地方経費は、教育費、役場費、勸業土木費が中心であった。明治政府の富国強兵政策は、その主要部分が教育や勸業土木を通じて実施され、これに対応する地方の行政機構を体制的に維持するための経費が役場費等であったわけである。地方の仕事は、その大半が、地方の公共事務（＝固有事務）というよりも、どちらかといえばむしろ中央から地方に委任された仕事（＝委任事務）としての性格の方が強かった。その仕事のために要する経費は、国庫下渡金など

表5—2—7 熊野村における徴発物件供給高

		米	麦	秣	蒬	味噌	塩	醬油	漬物	薪	梅干	炭
明治21年	各戸に係る 營業に係る	98石 —	160石 —	—	150貫 20	7石 2石1斗	石 30	4斗180挺	—	1万1200貫 300	1石 —	—
22	各戸に係る 營業に係る	102石 —	161石 —	—	140貫 61	7石3斗 2石	石 30	4斗10挺	—	1万2000貫 400	1石3斗	—
27	各戸に係る 營業に係る	50石 2	50石 5	50貫 —	50貫 5	10石 1	3石 3	50挺 —	—	500貫 300	1石 —	120貫 —
28	各戸に係る 營業に係る	80石 5	70石 5	20貫 —	77貫 5	10石 1	3石 71	50挺 —	—	700貫 300	5斗 —	150メ —
29	各戸に係る 營業に係る	5,000斗 350	1,000斗 100	—	20樽 10斗	斗 10	10斗 20	50樽 —	—	1,000貫 500	2樽 —	10貫 —
30	各戸に係る 營業に係る	5,000斗 350	1,000斗 250	20貫 —	20斗 10	10斗 10	10斗 20	50樽 4	—	1,000貫 500	2樽 1	100貫 60
31	各戸に係る 營業に係る	450斗 300	400斗 250	100貫 —	10斗 2	1石 1	1石 2	20樽 4	—	600貫 500	2樽 1	30貫 160
32	各戸に係る 營業に係る	50石 25	40石 25	250貫 30	20樽 4	2石 1	1石 2	15樽 4	—	500貫 1,000	1樽 2	50貫 300

注 年により単位の違いするものあり

統計報告事跡

表5—2—8 町村吏員及び月給

(明42. 12. 31)

階	級	人 員	支 給 金 額		
			月 給	報酬金額	合 計
町 村 長	名 譽 職 10円以上 10円未満	1		10円	10円
町 村 助 役	名 譽 職 10円以上 10円未満	1		7 円	7 円
町 村 収 入 役	6 円以上 6 円未満	1	9 円		9 円
町 村 書 記	6 円以上 6 円未満	7	63円70銭		63円70銭
区長及び代理人	名 譽 職	14			
合 計		24人	72円70銭	17円	89円70銭

明治43年統計報告事跡

表 5-2-9 熊野村財産明細表

			土 地	建 物	現 金	その他諸品	合 計
明治31年	基本財産の部	数量 価格	4,673.625歩 1,020.000厘	—	—	—	1,020.000厘
	村有財産の部	数量 価格	1,000歩 30.000厘	247.15勺 1,750.000厘	—	1.081 635.000厘	2,415.000厘
33年	基本財産	数量 価格	4,673.625歩 4,673.625厘	—	—	483.005厘	5,156.630厘
	村有財産	数量 価格	1,000歩 30.000厘	291.15反 2,200.000厘	—	750 635.000厘	2,865.000厘
34年	基本財産	数量 価格	4,673.625歩 4,673.625厘	—	138.370厘	—	4,811.995厘
	村有財産	数量 価格	1,000歩 30.000厘	291.15勺 2,200.000厘	—	750 635.000厘	2,865.000厘
35年	基本財産	数量 価格	4,673.625歩 4,673.625厘	—	147.840厘	—	4,821.465厘
	村有財産	数量 価格	3,600歩 200.000厘	291.15勺 2,200.000厘	—	750 635.000厘	3,035.000厘
36年	基本財産	数量 価格	4,673.625歩 300.000厘	—	167.840厘	—	467.840厘
	村有財産	数量 価格	3,600歩 2,200.000厘	291.15勺 2,200.000厘	—	750 635.000厘	3,035.000厘
37年	基本財産	数量 価格	4,673.625歩 3,000.000厘	—	201.000厘	—	3,201.000厘
	村有財産	数量 価格	3,600歩 200.000厘	291.15勺 2,200.000厘	—	750 635.000厘	3,035.000厘
38年	基本財産	数量 価格	4,673.625歩 3,000.000厘	—	232.801厘	—	3,232.801厘
	村有財産	数量 価格	3,600歩 200.000厘	291.15勺 2,200.000厘	—	750 635.000厘	3,035.000厘
42年	基本財産	数量 価格	4,673.625歩 3,000.000厘	—	279.738厘	—	3,279.738厘
	村有財産	数量 価格	3,600歩 200.000厘	336.55勺 2,700.000厘	—	750 635.000厘	3,535.000厘
43年	基本財産	数量 価格	4,673.718歩 5,000.000厘	—	264.898厘	—	5,264.898厘
	村有財産	数量 価格	3,504歩 —	505坪15 7,577.250厘	—	635.000厘	8,212.250厘
	教育基金	数量 価格	272.220歩 2,000.000厘	—	54.330厘	—	2,054.330厘
44年	基本財産	数量 価格	4,673.718歩 5,000.000厘	—	322.646厘	—	5,322.646厘
	村有財産	数量 価格	3,504歩 530.000厘	523坪15 6,847.250厘	—	248 283.000厘	8,660.250厘
	教育基金	数量 価格	272.220歩 2,000.000厘	—	123.816厘	2,747 1,341.565厘	8,766.131厘

注 33年の反は勺か、点は反(土地)、歩(建物)、円(価格)

(統計報告事跡)

表5—2—10 熊野村の公有社寺私有林

		箇 所	反 別	地 価	平均1反歩地価
明治33年	公有林	123	3,209.929歩 ^{〔反〕}	361.635厘 ^{〔円〕}	113厘
	社寺林	—	—	—	—
	私有林	5,566	6,360.121	1,331.985	213
	合 計	5,689	9,570.050	1,693.620	326
34年	公有林	123	3,209.929歩	361.635厘	113厘
	社寺林	—	—	—	—
	私有林	5,566	6,262.121	1,331.985	213
	合 計	5,689	9,472.050	1,693.620	326
36年	公有林	123	320町9反	361円	11銭
	社寺林	—	—	—	—
	私有林	5,566	626町2反	1,331円	21
	合 計	5,689	947町2反	1,692円	32

統計報告事跡

表5—2—11 公学資産表（明治42年）

種 別		小 学 校		総 計
		尋 常	尋常高等	
敷 地 坪 数		751坪	660坪	1,411坪
附 属 地 坪 数		653	444	1,097
家屋坪数	教場	79	206	285
	其他	19	10	29
敷 地 価		119	200	319
属 地 価		145	200	345
家 屋 価		1,550	2,000	3,550
図 書 価		59	271	330
機 器 価		120	293	413
標 本 価		110	529	639
学校基本財産	土 地	坪数		62,680
		価額		475
	建 物	坪数		314
		価額		3,550
	其他物品	価額		13

統計報告事跡

* 価格の単位は円か？

表 5-2-12 熊野村の公学費

	学校長・ 園長・館 長俸給	教諭・助 教諭・訓 導俸給	准教員 俸給	代用教 員俸給	俸給小計	書図・ 器械標 本費	消耗 品費	その他	合 計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治36年	360	344	259	396	1,359 (70.3%)	68	80	427	1,934
37年	384	625	548	140	1,697 (68.6)	55	101	721	2,474
38年	384	756	365	164	1,669 (83.8)	34	65	224	1,992
40年	384	756	365	165	1,670 (83.6)	34	65	227	1,996
41年	456	672	284	564	1,976 (51.2)	115	96	1,670	3,857
42年	452	929	230	890	2,501 (71.7)	219	108	660	3,488
43年	668	985	350	959	2,962 (61.5)	259	108	1,484	4,813
44年	701	1,648	122	835	3,306 (80.8)	206	88	490	4,090

注 尋常および尋常高等小学校の合計を記載、()内は合計にたいする%

統計報告事跡

表 5-2-13 熊野村の土木費内訳

	河 川	道 路	橋 梁	用 悪 水	合 計
	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘
明治31年	30,557 (13.5%)	65,071 (28.8%)	44,858 (19.9%)	85,079 (37.7%)	225,565
35年	240,981 (48.6)	89,716 (18.1)	46,211 (9.3)	119,246 (24.0)	496,154
36年	51,661 (28.4)	42,479 (23.3)	7,570 (4.2)	80,339 (44.1)	182,049
37年	133,861 (47.4)	37,871 (13.4)	10,240 (3.6)	100,143 (35.5)	282,115
38年	233,333 (38.3)	142,853 (23.5)	204,244 (33.6)	28,126 (4.6)	608,556
39年	6,090 (2.7)	101,723 (45.6)	71,949 (32.2)	43,424 (19.5)	223,186
40年	85,009 (74.8)	10,459 (9.2)	11,038 (9.7)	7,200 (6.3)	113,706
41年	410,721 (81.9)	49,852 (9.9)	28,390 (5.7)	12,224 (2.4)	501,185
43年	136,994 (24.1)	163,092 (28.7)	27,720 (4.9)	162,208 (28.5)	568,422

統計報告事跡

表5—2—14 熊野村の土木費統計表（明治41年度）

種 別			町 村 事 業	
			町 村 税	県 税 補 助
通常土木費			修繕工事の部	
河	二河川流域	幹 二 河 川	円 厘 146.589	円 厘 35.429
		支 山ノ代川	32.580	
		計	179.169	
川	熊野川流域	幹 熊 野 川	128.755	49.948
		支 三 谷 川	17.420	
		計	146.175	
道	里	重要 { 矢 野 往 還	25.745	
		里道 { 呉 往 還	11.030	
		其 他 の 里 道	13.077	
		計	49.852	
橋	里道橋梁	重要里道 矢野往還	3.050	
		其 他 の 里 道	25.340	
		計	28.390	
用悪水	熊 野 村		12.224	
計			415.810	85.375
通常土木費			改築工事の部	
道 路	里道	重要里道 矢野往還	624.497	
臨時土木費			改築工事の部	
道	里	里道 矢 野 往 還	1,247.791	714.000
		雑 費	258.143	
		計	1,505.934	

統計報告事跡

第二節 行 政

一 行 政

三新法

明治十一年（一八七八）七月「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税規則」の三新法が、続いて十三年四月「区町村会法」が公布され、地方行政は方向を転換することになった。それは、大区・小区制が地方の実情に合わないため旧に復すること、地租改正への不満により十年一月、地租を地価の二・五％に切り下げたためにおこる国政事務の府県会・区町村への移行に対応させること、藩閥政府への自由民権運動の反対、県令と新しくできた県会との対立などを地方議会の段階で封じこめ、緩和しようとするものであった。

なお地方税規則は、県費・区費を地方税とする一方、各区町村限りの経費を私的な経費として協議費と名付け、徴収方法・費途を住民の協議にまかせていた。

編制法の六条によると「各町村ニ戸長各一員ヲ置ク、又数町村ニ一員ヲ置クコトヲ得」とあり、八月には、「戸長ハ其人民ニ於テ可成公選セシメル」とし、十一月には「町村戸長選挙規則」を公布し、戸長の任期は再選を妨げない三年とした。役所は戸長役場とあった。

第三大区は編制法により、区制以前の安芸郡にもどり、その郡役所を海田市に置いた。第五小区も元の通り、熊野は熊野村、平谷村、川角村となった。安芸郡長には沢原為綱、熊野村戸長には人民総代であった佐々木亮之

輔が任命された。戸長は、一時民選の時期もあったようであるが、後に再び任命制となっている。

村会もあり、明治十二年九月、十四年、十七年、二十年の四月にそれぞれ選挙が行われたようである。熊野村の定員は五名だった。その時選ばれた人々の名はわからない。しかし明治十二年十月に発足した三十五ヶ村連合会議の「人名控」がある。連合会議は安芸郡内の村(町)々が資金を出し合い、共同で事業をするもので、会議は郡役所で開かれ、議長には郡長になった。それによると、会議に熊野村は世良孫次郎を、平谷村は菅田甚右衛門を、川角村は藤田伊太郎を送っている。これらの人たちは、十二年九月の選挙で選ばれた村会議員の代表であり、戸長であった人もいたと思われる。『船越町史』 熊野村の選挙権者数を明治二十年(一八八七)十二月で示すと一、〇四一人であった。

明治二十年の戸長役場には、戸長のもとで次の人々が筆生として事務を取り扱っていた。世良保良次、中井堰、隼田慶四郎、遠山省三、世良実三郎、世良雄三郎の六名である。そして翌二十一年四月から雇として世良喜一、立花吉松、土井外人の三名が加わって、総勢九名の陣容であった。熊野町役場所蔵文書(以下同し)

平谷村と川角村の場合は、押込村、苗代村、栃原村の五ヶ村を合わせてひとりの戸長がおかれ、明治十一年十二月には神藤徳孝の弟神藤(のち進藤)徳隣が、そして十二年八月には徳孝が申し付けられていた。明治十六年二月には苗代村、栃原村の二村の戸長を神藤文吾が兼ねていた。平谷、川角村は押込を含めて三ヶ村が連合して戸長を置き、その時の戸長は平谷村の菅尾泰助だった。しかし、十七年七月から町村制の始まる二十二年までは五ヶ村連合の戸長であり、神藤徳孝が務めていた。そのとき、各村から一名ずつ計五名の議員が出て連合村会をつくっていた。平谷村からは菅尾泰助、川角村からは尾川徳一郎であった。このように合併の兆しを色濃くもっていたのである。

明治十一年の府県会規則をうけての広島県の県会は、十二年の四月から始まる。初めは定数六二、任期四年、二年毎の半数改選というしくみであった。安芸郡の定数は五名である。熊野村からは、安芸郡仁保島の波田一郎退職による補欠として十五年三月からおよそ一年間務めた渡辺勘助がいた。そのあとは苗代の神藤徳孝が引き継いだ。また佐々木祐四郎の子恵仲は、安芸郡中山の浜本正蕃のあとを継ぎ十八年三月の補欠選挙で当選し、ひき続いて同年九月の選挙でも当選している。平谷村・川角村からの県会への当選者はいない。

地租五円以上を納める選挙権を有する者	三六〇人
選挙権を有せざる者	二六人
地租一〇円以上を納める被選挙権を有する者	一九七人
被選挙権を有せざる者	二四人

県会議員の被選挙権者は地租一〇円以上納め、選挙権者は地租五円以上納める者であって、ともに満二五歳以上の男子である。明治二十年十二月の熊野村で示せば上表のとおりである。

町村制

明治二十一年四月、市制、町村制が公布され、二十二年四月一日より施行された。執行機関として任期四年の村長がおかれた。村長は名誉職で村会が満三〇歳以上の公民のなかから選出し、知事の認可を受けて決定された。公民とは満二五歳以上の男子であり、地租を納めるか直接国税二円以上納める者をいうのである。また、任期六年、三年ごと半数改選（大正二年末まで。それ以後任期四年、改選なし）の村会があった。村会は二級の選挙制が採用されていて、多額納税者の属する一級選挙人とその下位の二級選挙人があり、それぞれ議員定数の半数ずつを選挙するしくみになっていた。そのため選挙は二日にわたって行われていた。村会の議長は、村長が兼任した。またこのときから戸長役場は村役場と呼ばれるようになった。

現在の熊野は熊野村（大正七年熊野町に）と本庄村に合併された川角・平谷にわかれていた。合併は、町村制公布

後間もない六月の内務大臣の訓令「独立自治ニ耐ユルノ資力」をもつ「有力ノ町村」の造成及び町村合併の標準として「各町村大凡ソ三百戸以上ヲ常例トス」る指示に應えるものだったといえる。ちなみに、明治二十一年の五か村と熊野村

表5-2-1

平谷村	六六戸	三四四人
川角村	五六戸	三〇〇人
押込村	七〇戸	三六七人
苗代村	一三六戸	六六〇人
栃原村	一一〇戸	六二八人
計	四三八戸	二、二九九人
熊野村	一、一二三戸	五、八七八人

の戸数及び人口は表5-2-1のとおりである。

熊野の村政

熊野村の歴代村長は表5-2-2(1)のとおりである。

また、熊野村は七つの地区に分かれていて、それぞれの地区（かつての庭）には公選で任期三年の区長がおり民意を代表するたてまえであった。

明治三十一年（一八九八）ごろの「熊野村役場處務規定」によると、村役場の仕事には次のようなものがあり、二つの課で分担していた。

表5-2-1(1) 歴代村長

氏 名	在 職 期 間
世 良 保良次	明治22年2月～明治26年5月
中 井 堰	明治26年5月～明治30年5月
佐々木 亮之輔	明治30年5月～明治32年3月
井 上 真一郎	明治32年3月～明治36年4月
中 井 堰	明治36年4月～明治38年7月
世 良 実三郎	明治38年7月～明治43年1月
伊 藤 太三郎	明治43年1月～大正3年2月
仏 円 堤	大正3年2月～大正4年2月
三 地 清 人	大正4年2月～大正4年11月
世 良 実三郎	大正4年11月～大正6年1月

表5-2-2(2) 歴代町長（昭和22年3月まで）

氏 名	在 職 期 間
阿 原 臣	大正6年1月～昭和4年2月
才津原 積	昭和4年3月～昭和5年1月
伊 藤 忠兵衛	昭和5年2月～昭和6年9月
阿 原 臣	昭和6年10月～昭和10年9月
梶 山 寿四郎	昭和10年9月～昭和14年10月
伊 藤 実 雄	昭和14年11月～昭和21年3月
諏訪本 光 三	昭和21年4月～昭和22年3月

表5—2—3 村役場吏員及び月俸
(大正4・5年)

種 別	人 員	月 俸
村長	1	11円
助役	1	9
収入役	1	13
書記	8	10.25
書使	2	1日30銭
学務委員	2	1日70銭
備人		

第一課 庶務 議事 兵事 戸籍 学務 衛生 勸業 土木 會計
第二課 地理 収税

注 地理とは地籍のこと

右の一分野をどちらの課に入れるかは村によって違いがあるが、熊野村の場合地理・収税で一課になっている。収税には土地を中心にした徴収台帳の整備や、村税のみならず国税・地方税の賦課及び徴収事務が含まれることから重要視されていたことがわかる。

他にも県知事や郡長への報告事項があり、それぞれ調査をし、書類を作成、送付しなければならなかったのである。県知事へは、たとえば貴族院議員や衆議院議員が死亡したことなど、その都度報告する日報が十四件、その月にあった事項をまとめて報告する月報、またその年にあった事項を報告する年報がそれぞれ一件、二件ある。何といっても郡長へ報告することが多く、日報が兵役者優待に係る事項など三八件、月報が二件、季報が一件、半年報が三件である。年報は一〇〇件ほどある。そのなかには、戸口表・人口出入表・本籍人族別・本籍人口生年別、本籍出生死亡及婚姻、現住人出生死亡、就除籍入籍及逃亡失踪などの人口動態に関する事項から金融、運輸、学校、村政、選挙権者数、農産物などがあり、きめこまかく規定している。これら一〇〇件のうち、一月十五日と二月十日を提出期限とするものがそれぞれ四分の一ずつあり、熊野村に関係する事項のみとはいえ、これらの報告日が近づくにつれ多忙さを加えていったと推測される。なお、日清戦争が始まるとともに兵事に関する事務や報告事項はさらに増加したと考えられる。

これらの仕事をする吏員数を、大正四年ごろで示すと表5—2—3のとおり

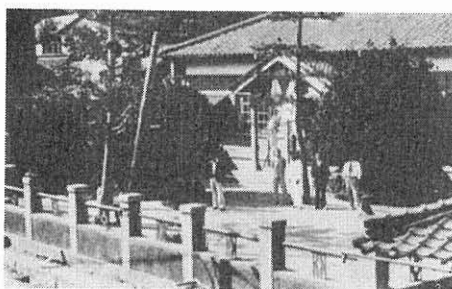


図5-2-1 旧熊野村役場

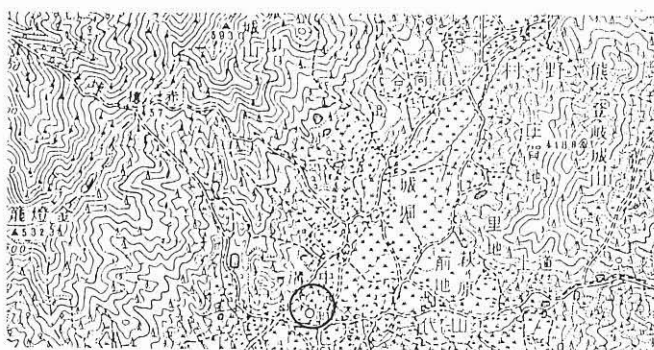


図5-2-2 旧役場の位置（明治32年測図）

りである。なお、月俸（報酬金）を合わせて示す。

熊野村村会議員の選挙権は地租を納める者に与えられており、その数を示す下次の通りである。町村制実施前と実施後では選挙権者の資格が違っているためかなりの差が生じている。

明治二十年	二十一年	二十五年
一〇四一人	一一〇三人	七九七人
二十六年	二十八年	二十九年
七九五 _人	七七三 _人	七七五 _人

村会議員は定数一八名である。

熊野村から熊野町へ

大正七年（一九一八）十月一日、

熊野村に町制が施行され熊野町となった。県知事に対し変更の議を上申し、許可されたのである。

この時期の安芸郡では、大正五年二月の吉浦町、大正六年十月の矢野町に次ぐ町制施行である。そのときの村長は、阿原臣だった。初代の町長ということになる。当時の熊野町の人口及び戸数は次のとおりである（参考までに矢野町の人口は大正五年十二月で五八二六人、戸数は一〇五二戸である）。

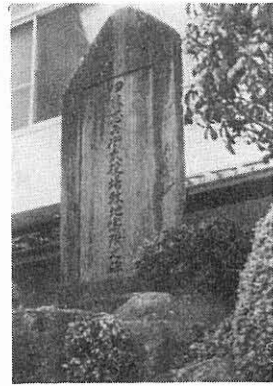


図5-2-3 寄地敷役場
の碑

大正七年の熊野町(村)

人口 七三七七人

戸数 一三二四戸

昭和二年(一九二七)までの村(町)役場は、熊野町三、三二二の一番地で現在の西光寺の西どなりにあった。それ以後、現在の三、五五一の一番地に移って今日に至っている。

役場の位置だけでなく、普通選挙法の成立や不景気な時代を反映して、町の政治にも新しい動きがみられる。ひとつは町制施行以前から一二年間町(村)長を務めた阿原臣に代わる二代目の町長選挙である。立候補者は、呉地の地主で町会議員の伊藤忠兵衛と、大学出で元新聞記者の才津原積(中溝出身)であった。当時、町長は町会議員による選挙で決められていた。ところがこのたびは、それに先立って住民全体による予備投票を行おうとしたのである。昭和四年一月二十八日、有権者一五二〇名のうち九〇%に近い一三〇〇名が西光寺、追分小学校の二か所で投票した。結果は才津原積が多数であった。しかし、町会はなかなか才津原を次期町長に決定しなかった。理由は、伊藤が才津原の資格(公民権制限の特免)について問題があるとし、それに対し才津原はあくまで予備選挙の結果を重視したためである。町長阿原臣は、伊藤、才津原や町会議員、予備選挙実行委員に対して、任期折半就任の調停工作をしたが、成功しなかった。結果としては才津原におちついたのであるが、町政に大きなしこりを残したことは間違いない。才津原は昭和五年二月、衆議院議員立候補のため辞職し、その後を継いだ伊藤も一年余りで辞め、阿原臣が再び町長になっているのである。

なお、四年四月に行われた町議選では、一八名中九名が入れかわり、新しい波を感じさせるものがある。

本庄村役場の位置



図5-2-4 明治32年測図

○印が役場の位置



図5-2-5 大正14年、昭和4年

○印が役場の位置

本庄の村政 村役場は苗代におかれた。しかし場所は一定せず、わかっていることは、村長をした苗代の真藤

氏宅にあったこともあり、明治二十八年（一八九五）十月に苗代西条一二三番屋敷の八木氏宅に家賃一ヶ年一二円で借りて移転したこともあるということである。さらに、三十二年四月、苗代大元一一八八番地の八木貞策所有の建物（草葺桁行五間、梁行四間）を一一七円の子算で買入れようとしたとあるが、買ったかどうかはわからない。三十九年、苗代札の本の説教場を買収し移転している。

本庄村の村長はつぎの表5-2-4のとおりである。

なお、村会は定員一二名から成り立っていた。

表 5—2—4 本庄村村長

氏 名		在 職 期 間
菅 尾 泰 助 真 藤 文 齋 神 藤 平 吾 三 好 太 郎 神 藤 文 吾 横 田 平 吉 吉 田 寅 吉 織 田 集 人	菅 真 神	明治22年 6 月～明治27年 5 月
	尾 藤 好 藤	明治27年 5 月～明治32年 8 月
	尾 藤 好 藤	明治32年 8 月～明治36年12月
	尾 藤 好 藤	明治36年12月～明治41年 1 月
	尾 藤 好 藤	明治41年 1 月～大正 1 年12月
菅 真 神	菅 真 神	大正 1 年12月～大正11年 1 月
	菅 真 神	大正11年 1 月～大正11年 6 月
	菅 真 神	大正11年 6 月～昭和 6 年 3 月
	菅 真 神	
	菅 真 神	

村の政治の一端を垣間見ることが出来るものに、公務旅行表という記録がある。本庄村の明治二十八年分（一月から十二月）を見ると次のとおりである。
呉市立図書館蔵本庄関係資料（以下同じ）

広島市へは物品購入のため七件と、入営する新兵引率の一件、合わせて八件がある。そのうち引率を含む七件が一泊二日で、一件は二泊三日の出張である。しかし、市内の県庁への出張は一件もない。海田市へも一泊二日の出張である。用務は村長の会合（同僚会同）である。特に多いのは吉浦村（二川）と和庄町である。二川には郡役所があり、事務上の打合わせに十三件、隔離所設置のことで五件、兵事で四件、地方税の納付のため四件、国民兵名簿調整のため二件、しかもこれについては一件に七日間、もう一件には五日間もかけている。ほかに、戸籍簿の点検を受けに行ったり、日清戦争が終わる年

でもあって十一月には海軍歓迎の件で召集をかけられている。和庄町には徴兵検査のために二件、合わせて九件出張している。和庄町には徴兵署もあり、ここへの出張が二件ある。一泊して徴兵検査のため受検者を引率しているのである。

また、和庄町の収税署（のちの税務署）に行っているのも四件ある。土地の所有や移動についての取調べのためである。関連して呉区裁判所にも立ち寄っている。他村との関係では、焼山村役場に事務打ち合わせのため一件出かけている。地元（部内）への出張は、この年、赤痢の発生もあって川角に六件、栃原三件、平谷一件、しかも消毒のため一件に一週間かけた場合もある。さらに村税未納者の取調べに二件、それぞれ三日間をかけて押込、

平谷、川角をまわっている。栃原にも村税未納者取調べが一件ある。栃原には行路病人の取調べが四件もあり、主たる交通路であったことがわかる。

また、兵士歓迎のため、七月二十日に平谷、二十七日に川角へそれぞれ出向いている。合計八十四件である。

出張旅費は、村長・助役には出ていない。泊りなしの村内にも出ていない。郡役所か和庄町のどちらかへ行く場合、一二銭、両方かけもちで行けば一五銭、泊まりがけであれば三五銭である。広島に行く場合、一泊二日で五三銭が普通である。

翌二十九年の旅行表を、二十八年と比べてみると、次のことがいえる。二十九年では旅費のかかる公務旅行は四〇件となり、二件しか減っていないのに対し、かからない旅行は一三件で、前年の四二件から大巾に減少している。部内の場合、多くは記載しなかったためと考えられる。一三件の内訳をみると村長・助役が郡役所や海田市町に出張した三件と、赤痢病予防のため押込に行った八件が目立った記載例である。平谷への、凱旋兵士の歓迎もある。郡役所や、和庄町の支金庫や徴兵署への出張は同じように多い。かわったものとしては、海軍志願兵を吉浦村(郡役所か)に引率していることや、助役が徴兵署での本庄村出身兵の点検・査閲をしに行っている。広島市への新兵の引率は同じであるが、物品購入は二件である。そして、県庁へ保安林取調べのため八日間行っているが目立っている。焼山村への出張が三件、熊野村へは勧業の件で来ている。旅費等が、村長や助役にも宿泊を伴う場合には出るようになり、日帰りでも時には出ている。また、和庄町や吉浦村への日帰りも六月には二〇銭となり、全体として値上がりしている。

以上のことから、近隣町村や県との関係よりも郡役所との関係が強く、しかも郡役所の指導・監督のもとでの村の政治であったことがわかる。また、すべての税を村の吏員が徴収し、支金庫や郡役所に上納しているのであ

る。出張の内容も国の委任事務が多く、その旅費も村が負担したのである。熊野村の場合も、苗代、栃原を通じて和庄町や吉浦村(二川)へ行くのであるが、内容(目的)はほとんどかわらないと考えられる。

本庄村の大きなできごととして水源池の建設があげられる。呉の海軍関係への給水のため、大正元年九月、本庄水源池の建設工事が着手された。これに伴い道路の整備も急がれ、二年五月には、吉浦村、焼山村、押込、川角間の、三年には呉・神山間の改修工事が完成した。その年には電灯も焼山村まで設備された。このようにして大正七年四月、周囲五キロ、満水面積二八万平方メートル、貯水量一九六万トンの本庄水源池が、工費一八〇万円、延一七三万人の人手によって完成した。七年にわたるこの工事と本庄村の村政及び村民とのかわりは充分わかっていない。

川角・平谷村を含む熊野町

明治三十九年(一九〇六)、海田市に郡役所が移ったことは、平谷・川角に少なからず影響を与えたと考えられる。平谷・川角は本庄村の玄関ともいえる位置にいたのである。熊野との交流もより密接になった。郡役所が廃止され県庁との関係が深くなっても、玄関としての位置はかわらなかった。

熊野町は昭和六年四月一日、川角・平谷を編入し、現在に至っている。編入理由を、熊野町長、本庄村長、焼山村長連名で県知事川渕治馬に宛てた「町村廃置分合ニ関スル件上申」のなかからみると次のとおりである。

理由

安藝郡熊野町本庄村焼山村ハ俗ニ熊野七郷(現在ノ熊野町焼山村本庄村大字川角同平谷同押込同苗代同栃原)ト稱シ共ニ郡内ノ高原地帯ニ在リテ四面山ヲ繞ラシ一盆地状ヲ呈セリ從テ住民ノ人情風俗相類似シ日常ノ生活亦殆ント彼是共通セリ而シテ生業ハ一般ニ農業ヲ本位トスルモ熊野町及本庄村ノ北部ハ製筆ノ業盛ニシテ其ノ名天下ニ知ラレ又焼山村及本庄